

沖縄県 国家戦略特別区域 区域計画

1 国家戦略特別区域の名称

「沖縄県 国際観光イノベーション特区」

2 法第2条第2項に規定する特定事業の名称及び内容

(1) 名称：国家戦略道路占用事業

内容：エリアマネジメントに係る道路法の特例

(令和4年3月17日より規制の特例措置が全国展開)

国家戦略特別区域法上の国家戦略道路占用事業を実施する以下の各事業者が各施設等を設置することにより、外国人を含む観光客の利便性向上や中心商店街の賑わい創出を図る。

本事業に係る施設等の種類は国家戦略特別区域法施行令第24条第1号、第2号及び第5号ロ、当該施設等を設ける道路の区域及び各事業者は以下のi)・ii)・iii)及び別紙1～3のとおりとする。(事業実施の際は、清掃活動や公共交通の利用促進の措置を併せて講ずる。)

i) 旭橋都市再開発株式会社

- ・モノレール旭橋駅周辺地区内の国道330号及び那覇市道泉崎牧志線
【平成27年度より設置】 別紙1

ii) 那覇市国際通り商店街振興組合連合会

- ・国際通り沿線(県道39号) 別紙2

iii) 株式会社ジャパンエンターテイメント

- ・オリオン嵐山ゴルフ倶楽部前 今帰仁村道 別紙3

(2) 名称：国家戦略特別区域限定保育士事業

内容：保育士資格に係る児童福祉法等の特例

(令和7年10月1日から規制の特例措置が全国展開)

保育士不足解消等に向けて、沖縄県がその県内全域において、国家戦略特別区域限定保育士試験を実施する。【平成27年度より実施】

(3) 名称：国家戦略特別区域高度医療提供事業

内容：病床規制に係る医療法の特例

(国家戦略特別区域法第14条に規定する国家戦略特別区域高度医療提供事

業)

- ① 社会医療法人友愛会（沖縄県豊見城市）が、豊見城中央病院（沖縄県豊見城市）において、早期食道癌に対する内視鏡的粘膜下層剥離術（ESD）後の細胞シートを活用した再生医療、小児の軽度三角頭蓋に対する頭蓋形成術、ホウ素中性子捕捉療法（BNCT）を実施するため、新たに病床 18 床を整備する。**【平成 28 年度より実施】**

（４）名称：地域農畜産物利用促進事業

内容：農家レストラン設置に係る特例

（令和 2 年 3 月 31 日から規制の特例が全国展開）

以下に掲げる法人等が、自社や設置場所の存する市町村内において生産された農畜産物を活用し、農家レストランを設置する。

- ① 株式会社大地（沖縄県南城市）
設置場所：沖縄県南城市内 **【平成 30 年度より実施】**
- ② 株式会社美らイチゴ（沖縄県南城市）
設置場所：沖縄県南城市内 **【令和 2 年度より実施】**

（５）名称：国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業

内容：外国人農業支援人材の受入に係る出入国管理及び難民認定法の特例

（平成 31 年 4 月 1 日から規制の特例措置が全国展開）

国家戦略特別区域農業支援外国人受入事業における特定機関の基準を満たす企業が、沖縄県全域において、経営規模の拡大などによる「強い農業」を実現するため、外国人農業支援人材を受け入れる事業を実施する。

【平成 30 年 7 月を目途に実施】

（６）名称：特定非営利活動法人設立促進事業

内容：NPO 法人の設立手続の迅速化に係る特定非営利活動促進法の特例

（令和 3 年 6 月 9 日から規制の特例措置が全国展開）

SDGs の全県的な推進及び新たな産業と雇用の創出に寄与するとともに、社会起業の重要な担い手でもある特定非営利活動法人（NPO 法人）の設立を促進するため、沖縄県が所轄庁として実施する NPO 法人の設立認証手続における申請書類の縦覧期間を、1 月から 2 週間に短縮する。

【直ちに実施】

(7) 名称：認可外保育施設における指導監督基準に関する特例事業

内容：外国人乳幼児が多い認可外保育施設における指導監督基準の特例

(国家戦略特別区域法第 26 条に規定する政令等規制事項)

以下に掲げる地域において、認可外保育施設であって当該施設を利用する乳幼児の全て又は多くが外国人であるものについては、保育士等の資格を有する者が保育に従事する者の 3 分の 1 未満であっても、外国の保育資格を有する者を配置するなど一定の要件を満たした場合、認可外保育施設指導監督基準第 1 の 1 (2) に規定する保育に従事する者の数及び資格の要件に適合したものとみなし、外国語による保育の需要に対応する。

① 沖縄県が認可外保育施設に対する指導監督を実施する以下の地域

・北谷町全域【令和 5 年度より実施】

3 区域計画の実施が国家戦略特別区域に及ぼす経済的社会的効果

区域計画の実施により、外国人観光客等が旅行しやすい環境の整備や地域の強みを活かした観光ビジネスモデルの振興が促され、沖縄県における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成に相当程度寄与する。

4 その他国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成のために必要な事項

(1) 事項：近未来技術の実証実験を促進するための「沖縄県近未来技術実証ワンストップセンター」の設置

内容：近未来技術である A I ・ I o T、自動運転、小型無人機等を活用した実証実験（以下「実証実験」という。）を促進するため、沖縄県内において実証実験を実施しようとする者に対して、必要な手続に関する情報の提供、相談、助言その他の援助を行う「沖縄県近未来技術実証ワンストップセンター」（以下「センター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。

【令和元年度中に設置】

i) 設置主体：国（内閣府、警察庁、総務省、経済産業省、国土交通省）及び沖縄県

ii) 設置場所：沖縄県庁（沖縄市那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号）

iii) 実施体制：施設長、事務責任者を配置する。

iv) 実施内容：センターが実施する主な事業は、以下のとおり。

- ・実証実験に必要な手続に関する電話相談、窓口相談等の対応
- ・関係機関との調整、関係機関への情報提供
- ・実証実験の場となる土地又は施設の管理者との調整
- ・実証実験の実施に係る地元関係者との連絡調整
- ・国家戦略特区制度を活用した規制緩和に係る相談受付

- ・その他、実証実験の実施に必要な支援

(2) 事項：外国人を含めた開業を促進するための「沖縄県開業ワンストップセンター」の設置

内容：外国人を含めた開業の促進のため、登記、税務、年金・社会保険等の法人設立及び事業開始時に必要な各種申請等（以下「法人設立等申請」という。）をオンラインで実施可能とし、関連する相談業務や各種手続の支援を総合的に行う「沖縄県開業ワンストップセンター」（以下「ワンストップセンター」という。）を、国家戦略特別区域会議の下に設置する。【令和5年度中に設置予定】

- i) 設置主体：国（内閣府、法務省、国税庁、厚生労働省）及び沖縄県
- ii) 設置場所：Startup Lab Lagoon Naha 内
- iii) 実施体制：責任者、申請サポート担当を配置する。
 - ・責任者は、Startup Lab Lagoon Naha 内に配置するワンストップセンターの施設長とし、本事業が「区域方針」及び「沖縄県国家戦略特別区域計画」に則り、その目的達成に必要なものとして機能するように、必要な連絡調整を各省庁及び沖縄県と行う。また責任者は、その運営に関する責任を負う。
 - ・申請サポート担当は、沖縄県が配置し、法人設立等申請の手続支援や本事業全体に係る業務の総合窓口、連絡調整等を行う。
- iv) 事業内容：ワンストップセンターが実施する主な事業は、以下のとおり。

なお、企業の要望に応じ、通訳や翻訳サービス等による多言語対応を実施する。

 - ・申請サポート担当による申請書等の作成支援
 - ・申請サポート担当から各省庁の管轄する窓口への連絡調整
 - ・セミナー開催によるワンストップセンターの取組の広報 等
- v) そ の 他：ワンストップセンターには申請サポート担当が常駐し、相談対応時間は、土・日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）及び施設の保守等に要する日を除く、午前11時から午後6時までとする。

沖縄県が取り組むスタートアップ・エコシステム構築に向けた支援拠点「Startup Lab Lagoon Naha」等との相乗効果を目指し、必要な連携を図る。

5 法第10条第1項に規定する構造改革特別区域法の特定事業の名称及び内容

(1) 名称：特産酒類の製造事業

内容：酒税法の特例

（構造改革特別区域法第26条に規定する特産酒類の製造事業）

- ① 沖縄県恩納村内において生産される地域の特産物として指定された農産物（やまぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6kl）が、果実酒については2kl、リキュールについては1klにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となることで、地域ブランドの創出を促進し、地域資源を活用した観光ビジネスの振興に寄与する。【令和5年度より製造開始予定】

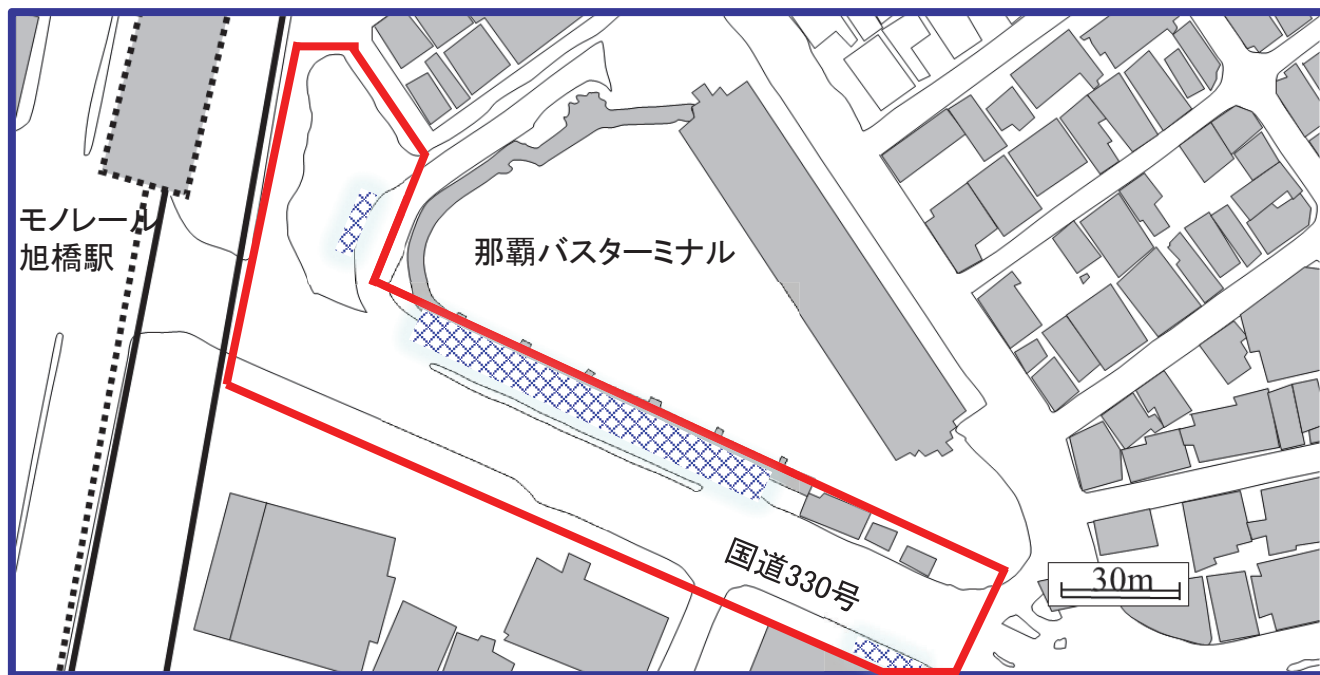
規制の特例措置の適用を受けようとする者等 別紙4

- ② 沖縄県南城市内において生産される地域の特産物として指定された農産物（米又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が適用されず、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となることで、地域ブランドを創出し、地域資源を活用した観光ビジネスの振興に寄与する。【令和8年度より製造開始予定】

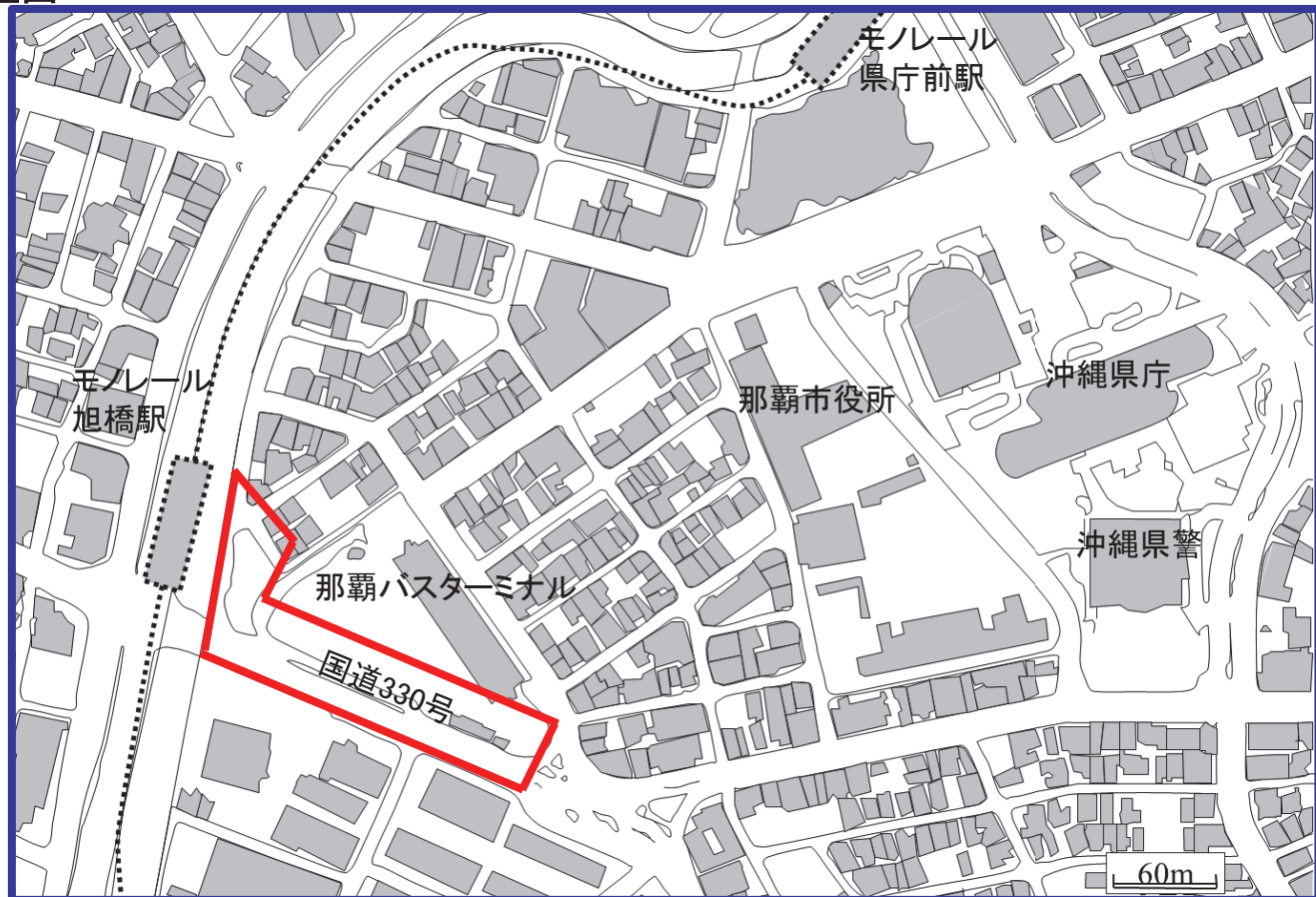
規制の特例措置の適用を受けようとする者等 別紙5

別紙1 国家戦略道路占用事業の適用区域

① 国道330号及び那覇市道泉崎牧志線



位置図



【凡例】

外国人を含む観光客の
利便性向上を図る区域



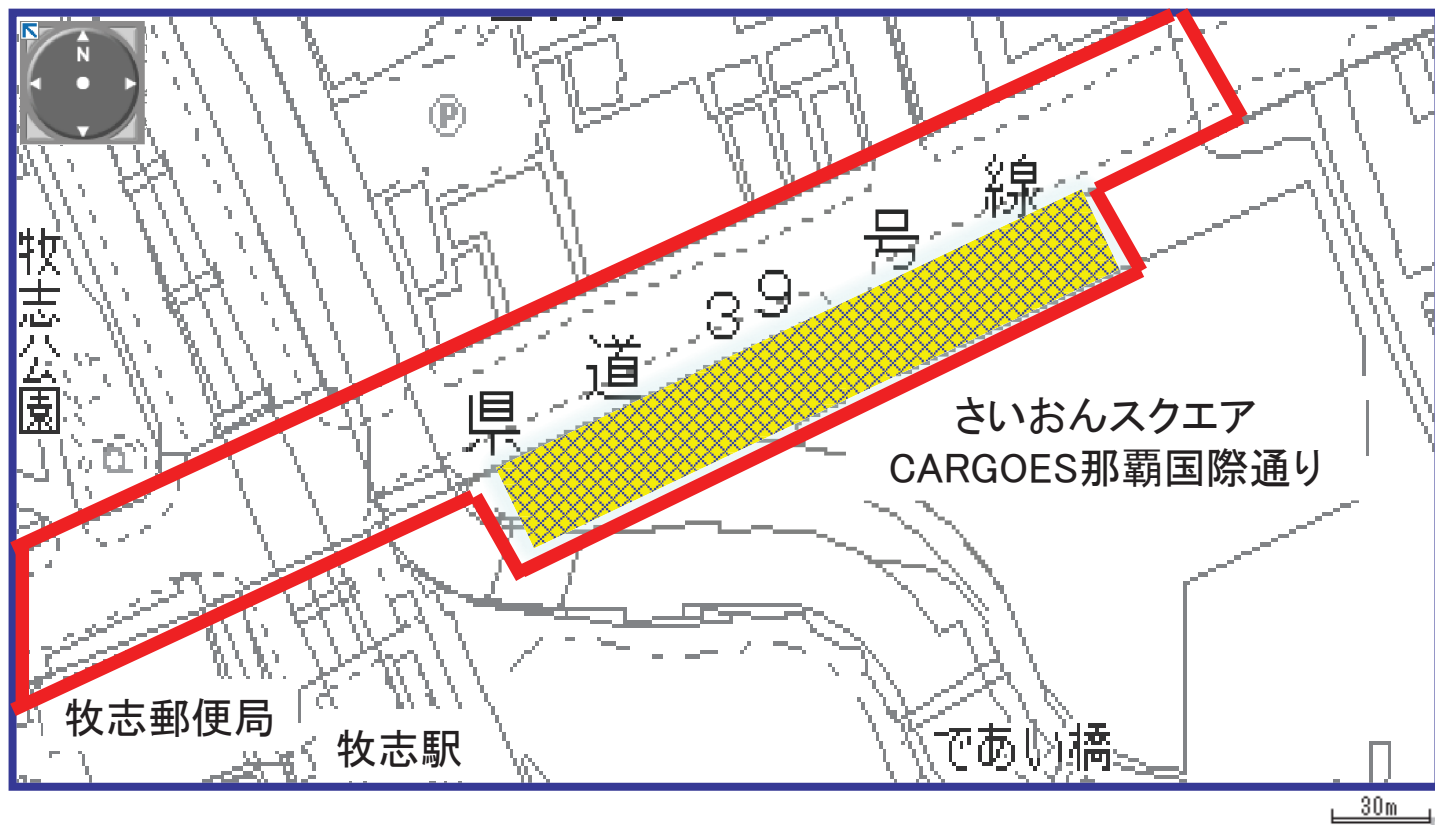
多言語観光案内板及び
バス乗降スペースにおける
庇設置場所



別紙2 国家戦略道路占用事業の適用区域

②-1 県道39号線(国際通り)

【イベントブース等設置区域(1) さいおんスクエアポケットパーク】



位置図



【事業の実施内容】

国際通りのトランジットモール時とする。

【凡例】

外国人を含む観光客の利便性向上及び
中心商店街の賑わい創出区域



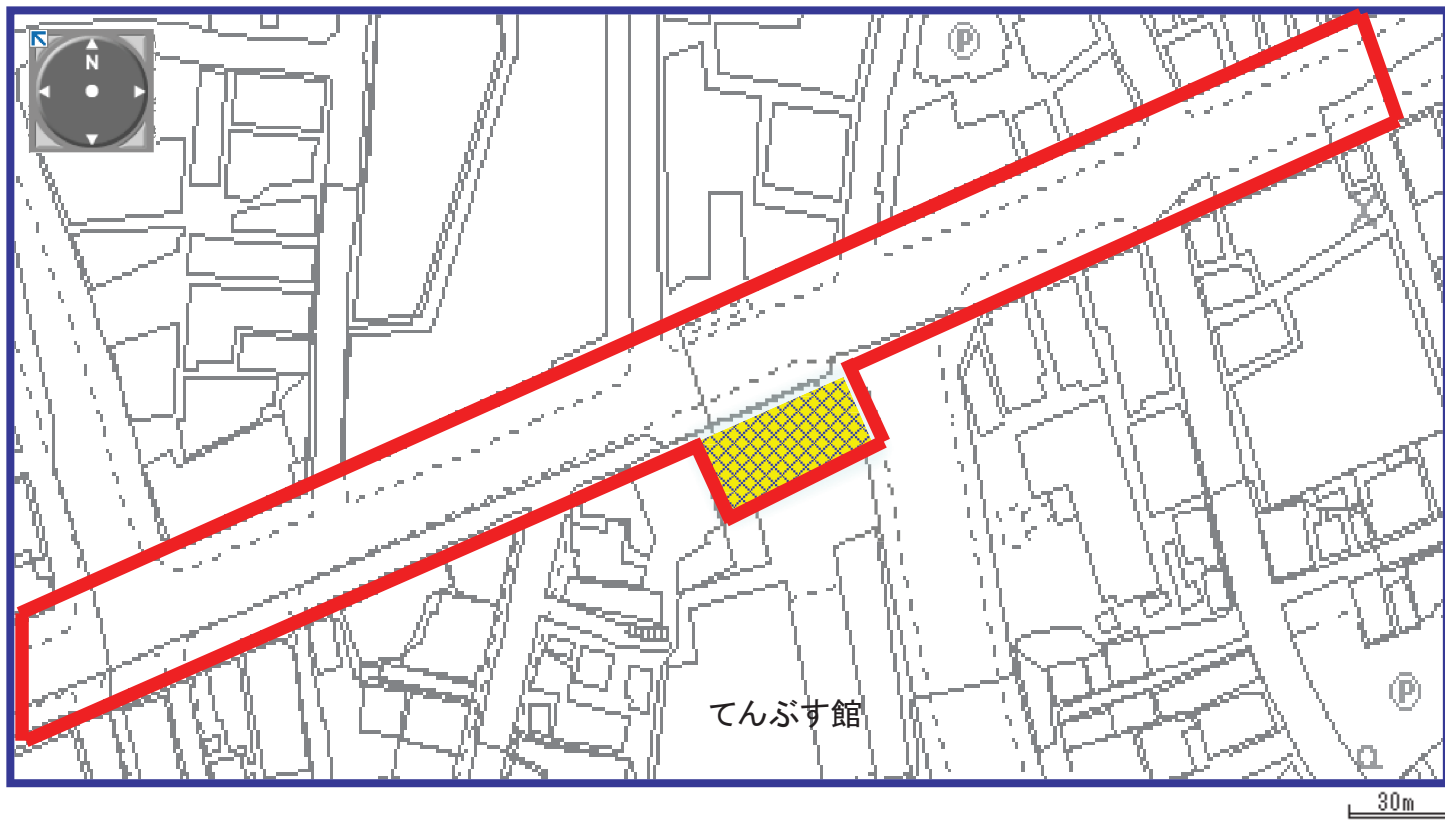
イベントブース等
設置区域



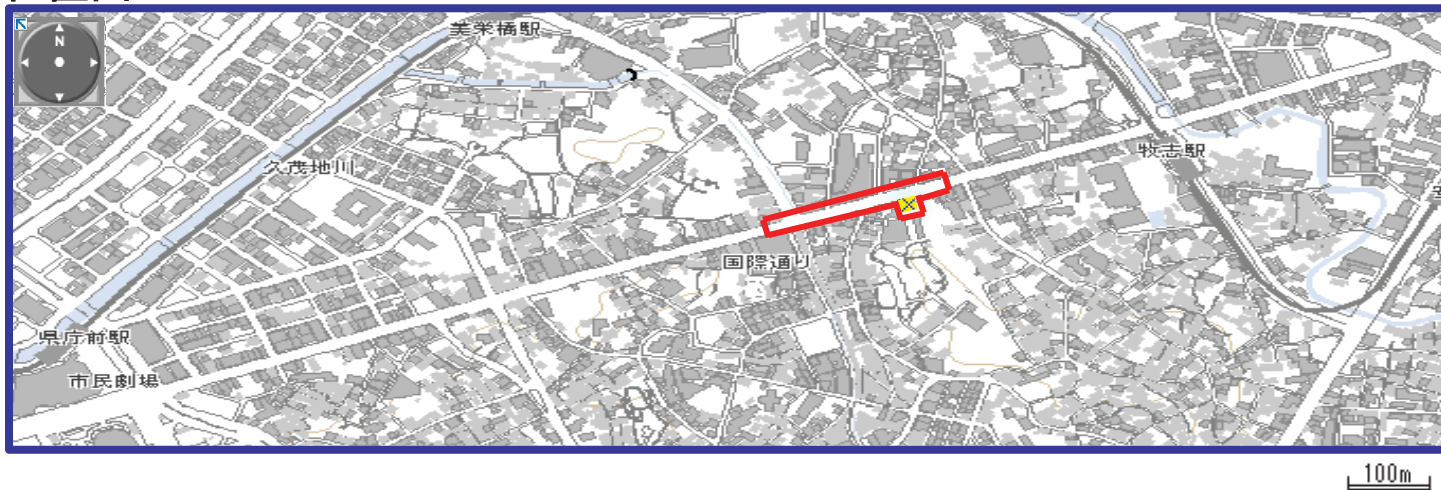
別紙2 国家戦略道路占用事業の適用区域

②-2 県道39号線(国際通り)

【イベントブース等設置区域(2) てんぶすポケットパーク】



位置図



【事業の実施内容】

国際通りのトランジットモール時とする。

【凡例】

外国人を含む観光客の利便性向上及び
中心商店街の賑わい創出区域



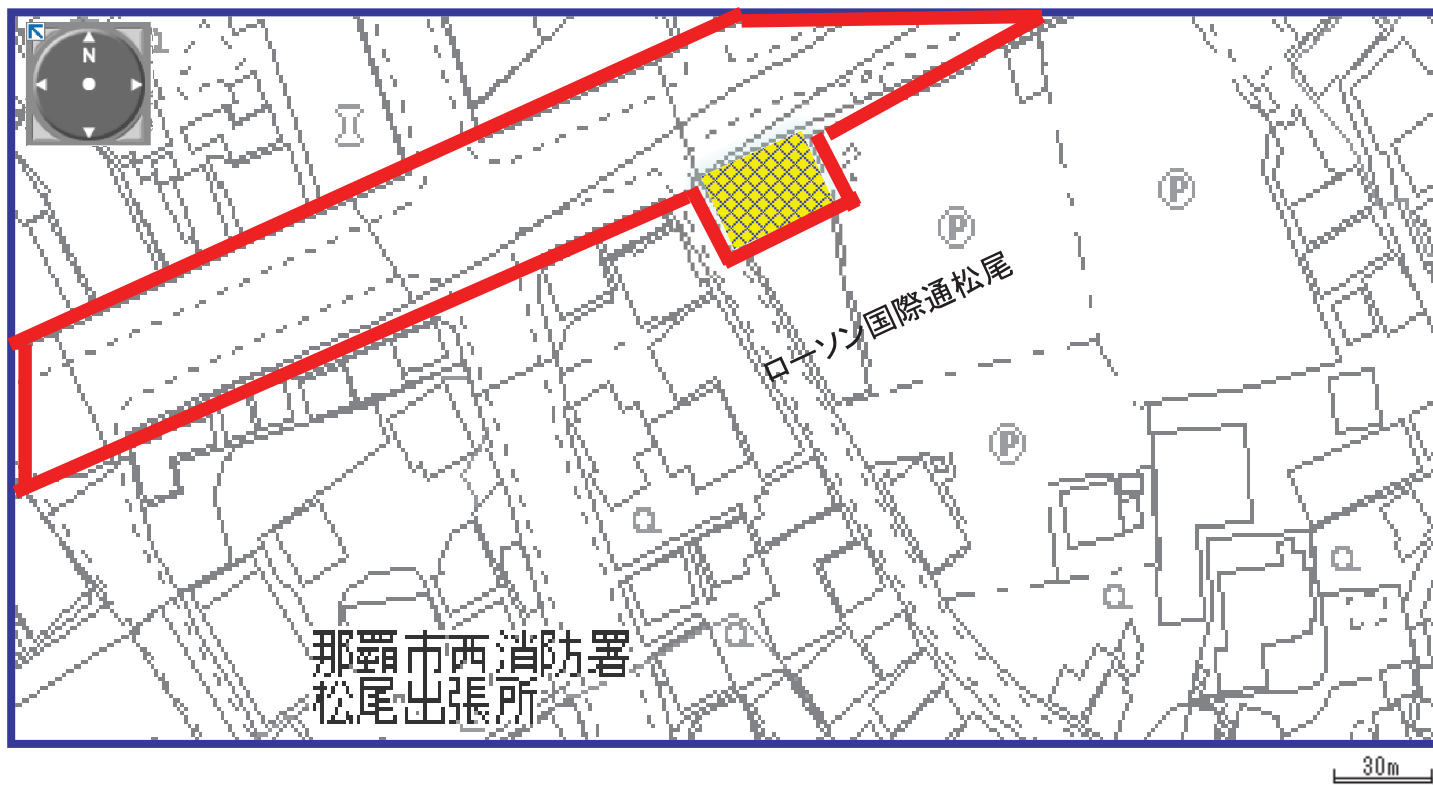
イベントブース等
設置区域



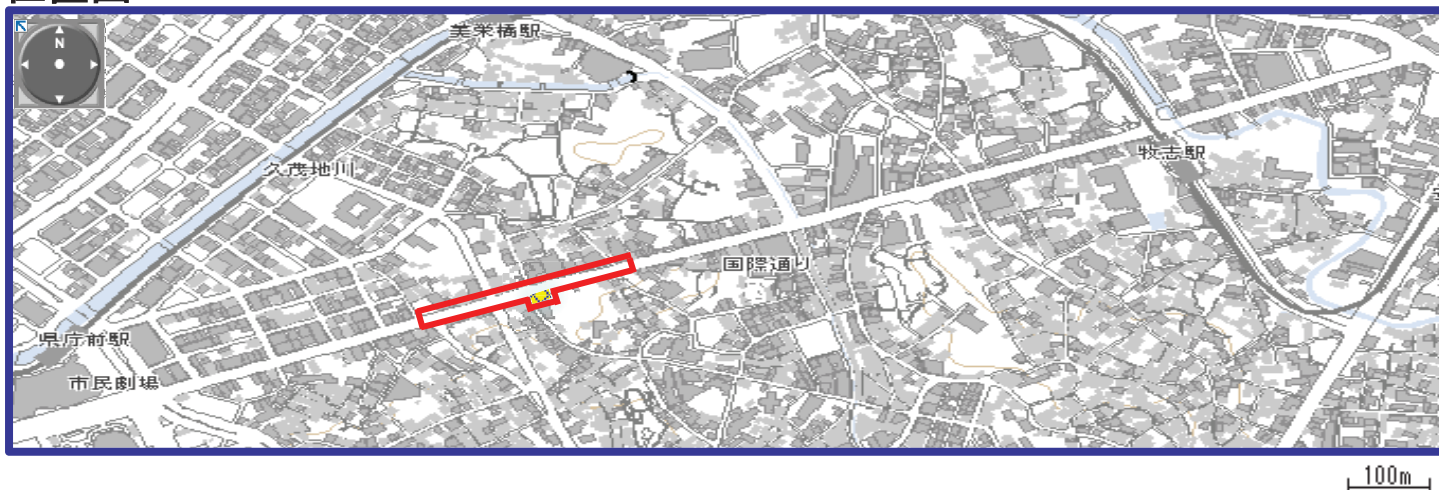
別紙2 国家戦略道路占用事業の適用区域

②-3 県道39号線(国際通り)

【イベントブース等設置区域(3) 松尾ローソン前ポケットパーク】



位置図



【事業の実施内容】

国際通りのトランジットモール時とする。

【凡例】

外国人を含む観光客の利便性向上及び
中心商店街の賑わい創出区域

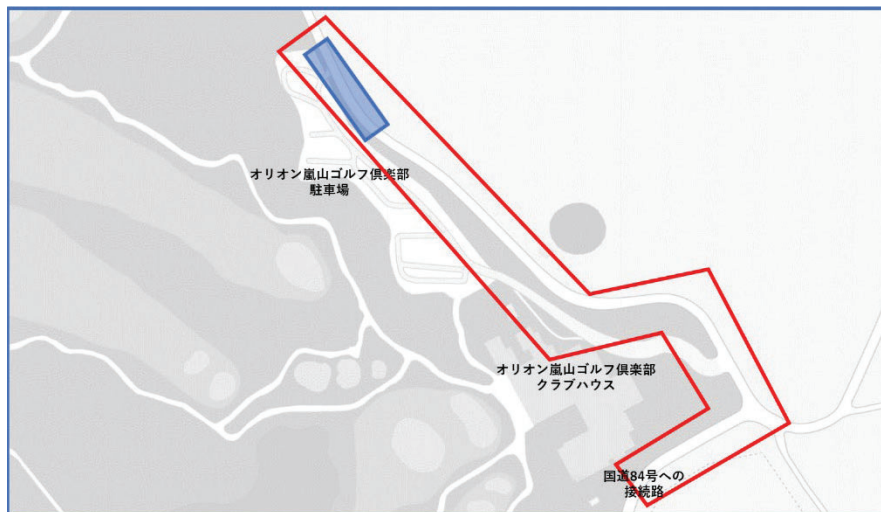


イベントブース等
設置区域



別紙3 国家戦略道路占用事業の適用区域

③ オリオン嵐山ゴルフ倶楽部前今帰仁村道



位置図

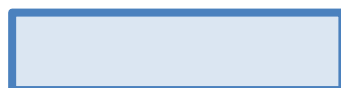


【凡例】

外国人を含む観光客の利便性向上を図る区域



周辺施設誘導看板（日本語/多言語）



1. 規制の特例措置の適用を受けようとする者

沖縄県恩納村において生産される地域の特産物として指定された農産物（やまぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする者

2. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本国家戦略特別区域計画の認定を受けた日

3. 特定事業の内容

（1）事業に関与する実施主体

上記1に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域の範囲

沖縄県恩納村の全域

（3）事業の実施期間

上記1に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為や整備される施設

上記1に記載の者が、沖縄県恩納村において、地域の特産物として指定された農産物（やまぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールの提供・販売を通じて地域の活性化を図るために果実酒又はリキュールを製造する。

4. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、沖縄県恩納村において、地域の特産物として指定された農産物（やまぶどう又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。）を原料とした果実酒又はリキュールを製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（6kl）が、果実酒については2kl、リキュールについては1klにそれぞれ引き下げられ、より小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能となる。

これにより、新たな地域の特産品、地域ブランドの創出とともに、観光振興、農業生産の拡大、地域雇用の場の確保にもつながり、地域全体の活性化に効果が見込まれる。

なお、当該特例措置により酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。沖縄県恩納村は、無免許製造を防止するために制度内容の広報周知に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導及び支援を行う。

1. 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

沖縄県南城市において生産される地域の特産物として指定された農産物（米又はこれに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下「特産物」という。）を原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする者。

2. 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本国家戦略特別区域計画の認定を受けた日

3. 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記1に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

沖縄県南城市の全域

（3）事業の実施期間

上記1に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実施される行為や整備される施設等の詳細

上記1に記載の者が、沖縄県南城市において、特産物を原料とした単式蒸留焼酎の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、単式蒸留焼酎を製造する。

4. 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、沖縄県南城市において、特産物を原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（10kl）が、適用されないことにより、小規模な主体も酒類製造免許（製造数量の上限を10klとする。）を受けることが可能になる。

これにより、地域ブランドの創出及び自然景観の棚田復活、農地再生による耕作放棄地の解消、新たな雇用創出、若者への地域文化の継承が図られるとともに、観光客などの交流人口の増加や新たな観光資源の創出、農産物の高付加価値化、地域住民の交流機会創出により、地域資源を活用した観光ビジネスの振興に寄与するものである。

なお、当該特例措置により、酒類の製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生するとともに、税務当局の検査及び調査の対象とされる。沖縄県南城市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう指導を行う。